

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の概要

1. 概要

(1) 内部統制評価報告書に関する事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定に基づき、内部統制評価報告書（同条第1項又は第2項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書をいう。）の記載項目等は、様式のとおりとされたこと（新第12条の2の3）。

(2) 所要の規定の整理に関する事項

改元に伴い、所要の規定の整理が行われたこと。

2. 施行期日

令和2年4月1日